

各保健所地域医療課長 様
医療健康課長 様

新型コロナ対策企画課長

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状の診療に係る
診療報酬の取扱い等について

令和5年4月27日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（以下「国事務連絡」という。）で示された新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の罹患後症状に係る診療報酬について、別添通知のとおり東海北陸厚生局静岡事務所に取扱いを確認したため、お知らせします。

については、貴保健所管内の医師会非会員の医療機関への周知をお願いいたします。

なお、県内病院、発熱等診療医療機関、県医師会、県病院協会及び政令市保健所宛てには県新型コロナ対策企画課から直接通知しておりますこと申し添えます。

○添付した県通知

令和5年7月18日付け感新企第106号「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状の診療に係る診療報酬の取扱い等について」

○添付資料（関連国事務連絡）

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について（その2）

（令和5年4月27日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）

担当 企画調整班 津田
電話 054-221-2459